

適性診断助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定

平成 26 年 4 月 28 日一部改正

公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員の適性診断の受診率向上を図り事故防止に資することを目的とする。

(適性診断の種類及び助成金額)

第 2 条 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「事故対」という。）が行う次の診断を対象とし、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、各診断の助成金額は別紙 1 の通りとする。

(助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条のどの診断を受診しても対象とするが、運転者 1 人につき第 6 条の実施期間内 1 回を限度とする。

2 助成制限人数は、会員事業者は、登録台数（自走車）の 1. 2 倍の運転者数までとし、非会員事業者は、登録台数（自走車）の 0. 2 4 倍の運転者数までとする。また、それぞれ端数が出た場合は切り上げて良いものとする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における適性診断助成予算の範囲内とする。

(受診から助成交付)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる各種適性診断を受診するところに予約を行い、指定された日程に受診することとする。

2 助成交付について、会員事業者は、沖ト協と事故対が別に定めた協定書に基づき、事故対から沖ト協へ報告（請求）のあった件数（診断料）を沖ト協が事故対へ直接支払うことで助成金の交付とし、非会員事業者は、第 6 条の期日までに、様式 1 「適性診断助成金実績報告書（兼）請求書」と、受診したことが確認できる書面（領収証等）の写しを沖ト協に提出後、その報告を沖ト協が条件に適合すると認めたとき、助成金が交付される。

(実施期間)

第6条 当該年度4月1日より3月10日までとする。ただし、3月10日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

附則（平成26年4月28日）

第1条 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱（平成25年5月30日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

適性診断助成額（第 3 条関係）

平成 2 6 年 4 月 1 日現在

●一般診断

沖卜協 会員事業者	沖卜協 非会員事業者
2, 3 0 0 円	4 6 0 円

●初任診断

沖卜協 会員事業者	沖卜協 非会員事業者
4, 7 0 0 円	9 4 0 円

●適齢診断

沖卜協 会員事業者	沖卜協 非会員事業者
4, 7 0 0 円	9 4 0 円